

就学援助制度について

会津坂下町では、経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、子ども達が学校で楽しく勉強できるように、学校で掛かる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

1. 援助の対象となる方と申請書に添付する書類

- ① 生活保護法により保護を受けている方（要保護）
- ② 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する方（準要保護）
  - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止をされた方
  - (イ) 町民税が非課税である世帯。ただし、児童扶養手当の支給を受ける保護者については、町民税にかかる所得割額が課されていないこと。
  - (ウ) 天災等の特別な事情により町民税・固定資産税の減免を受けている方  
→減免を受けていることを証明する書類
  - (エ) 国民年金保険料の全額免除を受けている方  
→全額免除を受けていることを証明する書類
  - (オ) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方  
→減免等を受けていることを証明する書類
- ③ 東日本大震災により発生した原子力発電所の事故により会津坂下町に避難をしている旧「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」「特定避難勧奨地点」の住民で、①か②の要件に該当される方 ※②（ウ）の要件については、該当にならない場合があります。  
→市町村発行の罹災証明書等又はそれらの区域の住民であることを証する書類（運転免許証や健康保険証等の写し）及び課税証明書等
- ④ 東日本大震災により住居が全半壊する等の被災により会津坂下町に避難をしている方で、①か②の要件に該当される方 ※②（ウ）の要件については、該当にならない場合があります。  
→市町村発行の罹災証明書等（住居の全半壊等であることが分かるもの）及び課税証明書等

2. 援助される経費

学用品費・通学用品費・学校給食費・修学旅行費

※要保護認定の方は、修学旅行費のみが支給の対象となります。

※会津学鳳中学校で準要保護認定の方は、学校給食費は支給対象外となります。

3. 申請方法

申請書（教育委員会にあります）に必要事項を記入・押印し、援助の対象となることを証明する書類を添付（上記1の①と②（ア）（イ）の方は除く）のうえ、教育委員会に提出するようになります。前年度に受給された方でも新たに申請が必要です。また、提出時期によって支給金額が変わることがあります。

4. その他

収入の状況や各種援助事業の受給状況等を審査し、要件を満たす世帯が該当になりますので、申請をしても該当にならない場合があります。